

## 計画の全体構成

大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画	
<b>第1部 総論</b>	
第1章 計画の基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の位置づけ</li> <li>計画の期間</li> <li>計画の対象</li> <li>計画の基本理念・基本方針</li> <li>計画の推進体制</li> <li>障害者制度改革との関係</li> </ul>
第2章 大阪市のこれまでの取り組みと今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪市のこれまでの取り組み</li> <li>わが国及び世界の動向</li> <li>大阪市の今後の方向性</li> </ul>
第3章 計画推進にあたっての基本的な方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活支援のための地域づくり</li> <li>ライフステージに沿った支援</li> <li>多様なニーズに対応した支援</li> <li>権利擁護の視点に立った取り組みの推進</li> <li>支援の担い手の資質の向上</li> <li>調査研究の推進</li> </ul>
<b>第2部 各論</b>	
第1章 共に支えあって暮らすために	<ul style="list-style-type: none"> <li>啓発・広報の推進</li> <li>人権教育・福祉教育の充実</li> <li>コミュニケーション・情報収集等に関する合理的配慮の推進</li> <li>地域での交流の推進</li> </ul>
第2章 地域での暮らしを支えるために	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス利用の支援 (サービス利用支援、人材の確保・資質の向上)</li> <li>相談支援体制の充実 (相談支援体制の強化・自立支援協議会の活性化)</li> <li>虐待防止のための取り組み (虐待防止のための啓発、虐待への対応) (関係機関の連携体制の構築)</li> <li>在宅福祉サービス等の充実 (訪問系サービス及び短期入所の充実) (福祉用具利用や住宅改造に関する相談事業の推進) (難病患者に対する在宅介護サービスの充実) (所得保障の充実)</li> <li>居住系サービス等の充実</li> <li>日中活動系サービス等の充実</li> <li>障害のある子どもへの支援の充実 (障害児支援の充実) (関係機関の連携した支援の推進)</li> <li>スポーツ、文化活動の振興 (スポーツ・文化活動への参加の促進) (スポーツ・文化活動の振興)</li> </ul>
第2章の2 地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>入所施設利用者の地域移行</li> <li>地域移行支援の推進 (相談支援事業者、コーディネート機能の確保) (ピアサポーターによる支援、家族等への支援) (地域移行にかかる啓発) (加齢児、市外施設入所者、地域移行困難者への支援)</li> <li>地域定着支援の推進 (受け皿の確保、ネットワークの構築)</li> <li>施設入所への対応</li> <li>入院中の精神障害のある人の地域移行 (地域活動支援C、HPとの連携) (入院者・地域住民への啓発) (地域保健医療と多職種チームとの連携)</li> </ul>
第3章 地域で学び・働くために	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学前教育の充実</li> <li>義務教育段階における教育の充実</li> <li>後期中等教育段階における教育の充実</li> <li>生涯学習や相談・支援の充実</li> <li>教職員等の資質の向上</li> <li>就業の促進</li> <li>就業支援のための施策の展開</li> <li>福祉施設からの一般就労</li> </ul>
第4章 住みよい環境づくりのために	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境の整備 (ひとにやさしいまちづくりの推進関係)</li> <li>移動手段の整備 (市営交通機関の改善、歩行空間の改善等)</li> <li>暮らしの場の確保 (市営住宅、グループホーム、住宅改造等)</li> <li>防災・防犯対策の充実 (防災体制の強化、災害時・緊急時の対応策等)</li> </ul>
第5章 地域で安心して暮らすために	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合的な保健、医療施策の充実</li> <li>地域におけるリハビリテーション・医療の充実</li> <li>療育体制の整備</li> <li>精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備</li> <li>難病患者への支援</li> </ul>
<b>第3部 大阪市障害福祉計画</b>	
第1章 計画数値目標と実現方策	<ol style="list-style-type: none"> <li>入所施設利用者の地域移行</li> <li>入院中の精神障害者の地域移行</li> <li>福祉施設からの一般就労</li> </ol>
第2章 各年度の指定障害福祉サービスまたは指定相談支援ごとの必要な量の見込み	<ol style="list-style-type: none"> <li>訪問系サービス及び短期入所</li> <li>日中活動系サービス</li> <li>居住系サービス</li> <li>指定相談支援 (サービス利用計画作成)</li> </ol>
第3章 地域生活支援事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>実施する内容</li> <li>各事業の概要・今後の方針</li> </ol>
<b>第4部 資料</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>用語の説明</li> <li>次期計画策定に向けた検討の経過</li> <li>平成22年度大阪市障害者等基礎調査の結果</li> <li>パブリックコメント(意見募集)の結果</li> <li>手帳交付数等の基礎データ</li> <li>推進協条例や委員名簿等</li> <li>ライフステージを通した施策図</li> </ul>	

大阪市障がい者支援計画(後期計画)・次期障がい福祉計画(仮称)(案)	
<b>第1部 総論</b>	
第1章 計画の基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の位置づけ</li> <li>計画の期間</li> <li>計画の対象</li> <li>計画の基本理念・基本方針</li> <li>計画の推進体制</li> <li>計画の見直し等</li> </ul>
第2章 大阪市のこれまでの取り組みと今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪市のこれまでの取り組み</li> <li>わが国及び世界の動向</li> <li>大阪市の今後の方向性</li> <li>「障害者差別解消法」への対応</li> </ul>
第3章 計画推進にあたっての基本的な方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活支援のための地域づくり</li> <li>ライフステージに沿った支援</li> <li>多様なニーズに対応した支援</li> <li>権利擁護の視点に立った取り組みの推進</li> <li>支援の担い手の資質の向上</li> <li>調査研究の推進</li> </ul>
<b>第2部 各論</b>	
第1章 共に支えあって暮らすために	<ul style="list-style-type: none"> <li>啓発・広報の推進</li> <li>人権教育・福祉教育の充実</li> <li>コミュニケーション・情報収集等に関する合理的配慮の推進</li> <li>地域での交流の推進</li> </ul>
第2章の1 地域での暮らしを支えるために	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス利用の支援 (サービス利用支援、人材の確保・資質の向上)</li> <li>相談支援体制の充実 (相談支援体制の強化・自立支援協議会の活性化)</li> <li>虐待防止のための取り組み (虐待防止のための啓発、虐待への対応) (関係機関の連携体制の構築)</li> <li>在宅福祉サービス等の充実 (訪問系サービス及び短期入所の充実) (福祉用具利用や住宅改造に関する相談事業の推進) (難病患者に対する在宅介護サービスの充実) (所得保障の充実)</li> <li>居住系サービス等の充実</li> <li>日中活動系サービス等の充実</li> <li>障害のある子どもへの支援の充実 (障害児支援の充実) (関係機関の連携した支援の推進)</li> <li>スポーツ、文化活動の振興 (スポーツ・文化活動への参加の促進) (スポーツ・文化活動の振興)</li> </ul>
第2章の2 地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>I 入所施設利用者の地域移行</li> <li>地域移行支援の推進 (相談支援事業者、コーディネート機能の確保) (ピアサポーターによる支援、家族等への支援) (地域移行にかかる啓発) (年齢超過者、市外施設入所者、地域移行困難者への支援)</li> <li>地域定着支援の推進 (受け皿の確保、ネットワークの構築)</li> <li>施設入所への対応</li> <li>II 入院中の精神障害のある人の地域移行 (地域活動支援C、HPとの連携) (入院者・地域住民への啓発) (地域保健医療と多職種チームとの連携)</li> </ul>
第3章 地域で学び・働くために	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学前教育の充実</li> <li>義務教育段階における教育の充実</li> <li>後期中等教育段階における教育の充実</li> <li>生涯学習や相談・支援の充実</li> <li>教職員等の資質の向上</li> <li>就業の促進</li> <li>就業支援のための施策の展開</li> <li>福祉施設からの一般就労</li> </ul>
第4章 住みよい環境づくりのために	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境の整備 (ひとにやさしいまちづくりの推進関係)</li> <li>移動手段の整備 (市営交通機関の改善、歩行空間の改善等)</li> <li>暮らしの場の確保 (市営住宅、グループホーム、住宅改造等)</li> <li>防災・防犯対策の充実 (防災体制の強化、災害時・緊急時の対応策等)</li> </ul>
第5章 地域で安心して暮らすために	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合的な保健、医療施策の充実</li> <li>地域におけるリハビリテーション・医療の充実</li> <li>療育体制の整備</li> <li>精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備</li> <li>難病患者への支援</li> </ul>
<b>第3部 大阪市障がい福祉計画</b>	
第1章 計画の策定にあたって	<ol style="list-style-type: none"> <li>計画の概要</li> <li>障害者総合支援法の見直しへの対応</li> <li>計画の分析・評価</li> <li>障がいのある児童への支援について</li> </ol>
第2章 成果目標について	<ol style="list-style-type: none"> <li>入所施設利用者の地域移行</li> <li>入院中の精神障害のある人の地域移行</li> <li>福祉施設からの一般就労</li> <li>地域生活支援拠点等の整備</li> </ol>
第3章 各年度の指定障害福祉サービスまたは指定相談支援ごとの必要な量の見込み	<ol style="list-style-type: none"> <li>訪問系サービス及び短期入所</li> <li>日中活動系サービス</li> <li>居住系サービス</li> <li>指定相談支援</li> <li>障がい児支援</li> </ol>
第4章 地域生活支援事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>実施する内容</li> <li>事業量の見込み</li> </ol>
<b>第4部 資料</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>用語の説明</li> <li>次期計画策定に向けた検討の経過</li> <li>平成25年度大阪市障がい者等基礎調査の結果</li> <li>パブリックコメント(意見募集)の結果</li> <li>手帳交付数等の基礎データ</li> <li>推進協条例や委員名簿等</li> <li>ライフステージを通した施策図</li> </ul>	

## 留意点

権利条約の締結・発効に向けた各種法整備について記述

差別解消法成立に伴い、項目立てして追記

差別解消法の主旨を反映させた啓発等の対応を記述

総合支援法に基づく、相談支援体制の再編等について、時点修正・追記

虐待防止法に基づく、各種取り組みについて、追記

総合支援法に基づく、サービスの拡充等について、時点修正・追記

国の基本指針に基づく、障がい児支援体制について、追記

総合支援法に基づく地域移行対象者の拡大について追記

H25に実施した基礎調査の結果を記述

第3期障がい福祉計画の進捗状況を記述

雇用促進法の改正、優先調達推進法の施行に伴う追記

障がい児に対する支援に係る教育機関の取り組みを記述

市営交通バリアフリー化推進指針に基づく取り組みを記述

避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)に基づく取り組みを記述

国の基本指針に基づき、PDCAサイクルの導入を記述

国の基本指針及び大阪府の考え方に基づいた成果目標の設定

国の基本指針に基づき、障がい児支援の見込量を記述